

報道各位

新潟市福祉部障がい福祉課

不適切な支援への組織的対応について

過去に発生した市立明生園（障がい者支援施設）職員による不適切な支援に対する組織的対応の不備がありましたので報告します。

1 組織的対応の不備について

(1) 明生園の対応

障害者虐待防止法では、施設従事者による虐待を発見した場合は速やかに市へ通報しなければならないが、以下の状況であった。

- ・令和4年度発生事案は、園での事実確認や支援の見直しは行われていたが、市へ通報されず、園職員からの情報提供により令和5年度に市が覚知。
- ・令和5・6年度発生事案は、園での事実確認や支援体制の構築・再編等の対応を優先したため、市への通報が遅れた。

◆原因

- ・園職員の虐待通報に対する認識不足

◆再発防止策

- ・虐待対応マニュアルに対応チャートを加え、虐待（疑われる事案も含む）が発生した時の園内での情報共有及び市への速やかな通報を周知徹底する。

(2) 市の対応

- ・令和5年度発生事案について、園からの通報を受けた後、事実確認等の速やかな対応がなされなかった。
- ・園職員（＝市職員）の非違行為について、人事課への報告や内部統制不備の報告がなされなかった。

◆原因

- ・市としての虐待対応を優先し、園職員の非違行為に対する組織的対応についての意識が抜け落ちていた。

◆再発防止策

- ・虐待の通報があった場合の対応チャートを作成し、組織としての対応を徹底する。

2 明生園の不適切な支援の概況（下線は障害者虐待防止法に沿った対応）

（1）令和4年度（1件 詳細は別紙のとおり）

- 経緯 R4. 8 不適切な支援発生
R5. 12. 11 明生園職員からの情報提供により市が確知
12. 27 市が明生園へ聞き取り
・園内で虐待防止委員会を開催し支援の見直しなどの措置が取られていることを確認
・市への通報義務を怠っていたため、口頭による指導を実施
R6. 3. 29 市から新潟県へ報告
（当該保護者への説明・謝罪は記録上確認できず）

（2）令和5年度（3件 詳細は別紙のとおり）

- 経緯 R5. 6～7 不適切な支援発生
R6. 3. 1 明生園から市へ通報
10. 7 市が明生園全職員への聞き取り及びアンケート調査を実施
R7. 3. 25 市から明生園へ文書指導・改善計画提出依頼
3. 27 市から新潟県へ報告
3. 31 明生園から市へ改善計画書の提出
（当該保護者への説明・謝罪済み）

（3）令和6年度（4件 詳細は別紙のとおり）

- 経緯 R6. 5～7 不適切な支援発生
R6. 8. 14 明生園から市へ通報
※R6. 10. 7以降は令和5年度の経緯と同じ
（当該保護者への説明・謝罪済み）

明生園保護者に対しては、R7. 6. 26に臨時保護者会で説明

◆再発防止策（R7. 3. 31改善計画書を提出し、令和7年度より実施）

- ・虐待防止委員会の体制見直し：外部委員の参画
- ・外部委員による虐待防止についての職員研修の実施
- ・利用者の支援体制の見直し

【問い合わせ先】

新潟市福祉部障がい福祉課 榎本
電話 025-226-1235

明生園における不適切な支援

●令和4年度

No	内 容
1	夏場の水分補給は重要と思い、利用者の水分補給の支援の際、目をつぶる利用者を無理やり起こし、起きないため頭を叩いた。

●令和5年度

No	内 容
2	送迎バス乗車時に、手消毒用のスプレーを手以外に体や顔にも吹きかけた。
3	送迎バス乗車時に、手消毒用のスプレーを手以外に体や顔にも吹きかけた。
4	当該者が不安定になり、本を投げたところ、他の利用者に当たってしまい、怪我があると大変なことから、きつい言葉で注意をした。

●令和6年度

No	内 容
5	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と良好な関係を築こうと思い、呼び捨てまたはあだ名で呼んだ。 ・多動な利用者に対し、他の場所に行って怪我をすることを避けるため、咄嗟に手首を強くつかんだ。
6	他の利用者の声が嫌で他の場所へ行こうとする利用者に対し、他の利用者の支援もあり手が離せない状況であったため、壁に押し付けて、きつい口調で注意した。
7	動作のゆっくりな利用者に行動を促そうときつい口調で注意し、時には背中を両手で押した。
8	利用者が掲示物などをいじることから、その行動を止めようと思い、首元を掴んで引っ張り、相談室へ移動させ、きつい口調で注意した。

いずれも利用者に怪我はなかった。